

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	富士ダイス株式会社	コード	6167
提出日	2026/5/29	異動(予定)日	2026/6/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	内田 伊知郎	社外取締役	○														○		有
2	上田 典由	社外取締役	○														○		有
3	江口 泰志	社外取締役	○										△						有
4	中村 美智子	社外取締役	○														○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	内田氏は、金融機関での業務経験、取締役及び監査役としての豊富な経験と高い知見を有していることから、社外取締役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	上田氏は、経営者としての豊富な経験と、幅広い知識を有していること、また開発から製造までのものづくりに精通していることから、社外取締役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	江口氏は、過去に、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に公認会計士として勤務しておりました。なお、同氏が当社の監査を担当したことは無く、また、当該監査法人を退所後、2026年7月時点で5年が経過いたします。	江口氏は、監査法人において多数の企業の監査に携わった実績があり、高い専門性と長年の経験を有していることから、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません。	中村氏は、弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に関する高い専門的知見を有していることから、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※4 独立役員の選任理由を記載してください。

※5 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に

違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。